

自動車損害共済の車両取得価額等について

(1) 取得価額について

取得（購入）価額の1万円未満は切捨て、万円位は5万円単位で切捨てるか、切り上げるかのどちらかを選択して設定してください（二輪自動車（原動機付自転車を含む。）は1万円単位となります。）。

- ① 新車・中古車を問わず当該車両を取得した購入価額を設定してください。
- ② 取得価額には消費税は含みますが、登録手数料・重量税等は除いてください。
- ③ 車両を無償又は特別な低廉価額で取得した場合や不明な場合は、取得時における当該車両の一般的な市場価額（自動車価格月報（レッドブック）等を参考にしてください。）を取得価額としてください。
- ④ リース車両はリース代金ではなく、③と同様に一般的な市場価額を取得価額としてください。
- ⑤ 通常の自動車の付属品と見られない機器（無線機、スピーカー等）を取付けた価額を含めて取得価額とする場合は、取付機器名を別途申込む必要があります。

〈設定例〉

購入価額	(1万円未満切捨て)	取得価額
103万6千円	→ 103万円	105万円 (5万円単位で切上げ) 100万円 (5万円単位で切捨て)
109万9千円	→ 109万円	110万円 (5万円単位で切上げ) 105万円 (5万円単位で切捨て)

(2) 車両見積額について

上記「設定例」により設定した取得価額に取得年月から共済期間始期までの経過年数に対応する車両見積額算出係数を乗じて得た額を「車両見積額」とします。

〈設定例〉

取得価額	係数	(1万円未満切捨て)	車両見積額
105万円	× 0.85	= 89万2,500円	→ 89万円 → 90万円
(経過年数1年(2~12ヶ月))			

車両見積額算出係数表

経過年数	係数 (30%以下は逡減しないもの)	
	A	B
	乗用車、貨物車その他右欄B以外の自動車	乗合自動車 (20、21) 消防自動車 (80) 特殊工作車 (90、91、99、09)
0年 (0~1ヶ月)	1.00	1.00
1年 (2~12ヶ月)	0.85	0.90
・	・	・
・ ※省略	・ ※省略	・ ※省略
5年 A (49ヶ月以上) B (49~60ヶ月)	0.30	0.50
6年 (61~72ヶ月)	0.30	0.40
7年 (73ヶ月以上)	0.30	0.30

(3) 車両責任額について・・・一事故においての共済金の算出方法が下記のとおり異なります。

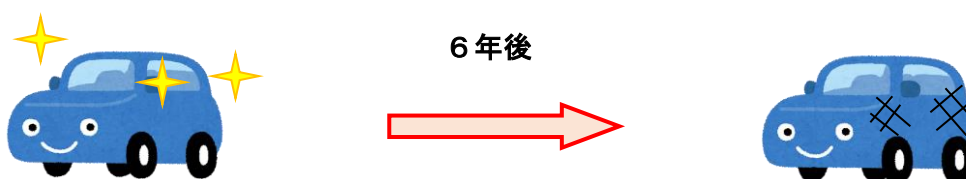
① 車両共済責任額＝車両見積額 支払の対象となる損害額がそのまま車両共済金として支払われます。

② 車両共済責任額<車両見積額 全損の場合は車両共済責任額相当額となり、分損の場合は車両見積額に対して設定した車両共済責任額の割合をもって比例てん補の方法により損害額の一部を車両共済金として支払うこととなります。

(4) 中古車の取扱いについて【補足】

〈例〉新車取得時200万円の車両（普通乗用車）

① 新車の場合

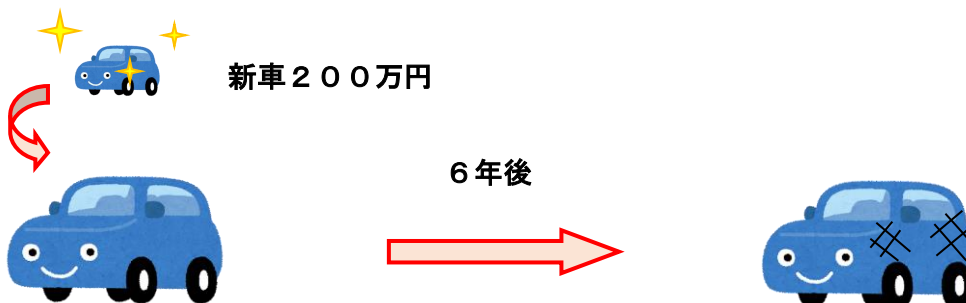


新車200万円

最終残存価額60万円

200万円で取得した新車は、6年後、最終残存価額60万円まで下がります（係数30％）。

② 中古車の場合（①と同様、新車価額200万円の車両を50万円で取得した場合）



新車200万円

6年後

団体取得中古車50万円

最終残存価額15万円

50万円で取得した中古車は、6年後、最終残存価額15万円まで下がります（係数30％）。

③ 以前の中古車取得の取扱い【参考】



新車200万円

6年後

最終残存価額60万円

団体取得中古車50万円

この場合、50万円で取得した中古車の最終残存価額が60万円なので「**団体が取得した価額<最終残存価額**」となってしまうことがおかしい！と判断されたため、途中から取扱いが変更されました。